

旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）保存活用検討会議（第3回）

1. 開催日時 平成 26（2014）年 6 月 26 日（木） 午前 10 時～12 時
2. 開催場所 旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）主屋座敷
3. 出席者人数 旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）保存活用検討会議委員 8 名
出席：足立委員、西尾委員、中川委員、林委員、日向委員、藤田委員、
宮辻委員、吉田委員
事務局 文化財保護課 桑田（課長）、増田（参事）、西本（主幹）、森島、中岡、
4. 公開・非公開の別 公開
5. 傍聴人数 2 名
6. 議事内容及び発言の要旨

事務局（桑田課長）：少し定刻には早いですけれども、始めさせていただけたらと思います。先だって6月17日、吹田市の景観まちづくり審議会というところが、吹田市内にまだ歴史的な景観を地区として指定しているというところがないのでどこか市として取り組みたいんだということで、この周辺を視察がてら回っていただいたというようなことがございます。なるかならないかは、やっぱり地域の方に色々と規制をかけてくるということもあるんで一挙に進むような話ではないのだろうとは思いますが、この1・2年をかけて基礎的な調査をしたいというようなことを言ってきています。文化財保護法には、重要文化財がある地域については周りの環境も整備しなければならないという条項が確か置かれていたと思いますので、そういうようなところから景観の部分とこの重要文化財の保存管理活用がリンクするような形になっていけばいいのかなということで、そういう内容が盛り込めるような形に今審議していただいている保存管理活用計画を作ることが出来れば非常にありがたいなと思っております。今日もお忙しい中お越しいただきましてどうもありがとうございます。引き続き審議をよろしくお願いいたします。

事務局（増田参事）：今日は傍聴希望が2名ございますので、入っていただきます。それでは会議の方を始めさせていただきたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

委員：皆さんおはようございます。暑くなってきましたけども、今日は12時くらいまでよろしくよろしくお願いいたします。前回までは、この西尾家の住宅についてのこれまでの経緯とか、あるいは保存計画書の内容についての理解、意見交換というようなことを中心に行ってまいりましたが、第3回、今日からはもう少し具体化していくような形の議論に進みたいと思っております。まず、資料は皆さん確認よろしいでしょうか？ちょっと資料の確認だけお願いします。

事務局（増田参事）：【配布資料について説明】

委員：それではまず、保存計画案についてのご意見をいただきたいということで連絡が回って

まいりましたけれども、それについてお答えいただいたものをまとめておりますのが資料①でございます。それについて少し事務局の方から概略を説明していただきます。

事務局（増田参事）：【資料①の内容について説明】

委員：今日は、第1章の29ページの保護の方針ぐらいから下の内容についてこれから少し議論をしていきたいと思うんですけれども、実は保存管理活用計画書というのがあります。その中身についてはかなり専門的な議論になろうかと思っておりますので、この場で細かなところを議論していくと時間がほとんど足りないかと思っております。それで私、委員長からの提案とさせていただきたいのですが、この29ページ以降少し具体的な、技術的な議論を深めるために、そしてその議論を深めた上でこの委員会の場に提出させていただくような案作りのために、ワーキンググループを作らせていただけたらなと思っています。例えば耐震改修、耐震補強をどうするか、この部分を大事にしないといけないんじゃないか、というようなことは高度に専門的な内容になろうかと思っておりますので、少し建築の専門の方だけでワーキングとして進めさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。この委員会をスムーズに進めるためにも必要かと思っておりますので、ご了解をいただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

事務局（桑田課長）：この保存管理活用計画を我々作成したいんだということで、文化庁さんにご相談させていただいたことがございます。大阪府の他の文化財の視察のついでにこちらに寄っていただいたということで、保存管理活用計画を見に来たということではないのですが、その中でおっしゃっていたのが、この保存管理活用計画の中に例えばこの部屋であればどの部分が当初材であって、どの部分が後補であるか。で、修理にあたってはどの部分を残す、どの部分については経年的に劣化してくるから何年ごとに取り替える、あるいはここは新しい補填材であるので取り替えてしまって元の姿に復元する、そういうふうなことまで入れ込んでもらっていますね、というようなことを指摘されております。これを職員だけでやっていくというのはなかなか大変でございますので、このような提案をしていただけるのは非常にありがたいと思っております。ぜひともお願いしたいと思っております。

委員：今のようなことは、実はほとんど修理設計に近いと思うんですが…

委員：そうです。ちょっと無理なところもあるのですが、まあ後で手を入れたところと当初のものとの概略をちゃんと示しなさいということだと思います。この報告書にはそれがあまり書かれていないもんですから。当初の状態に戻しなさいという指導ではなくて、どういう変化があるのかということを見極めなさい、と。特に離れなんかは随分いじっていますので、その辺の考察が必要かなと思います。

委員：各部屋具体的なことまで入れ込むのですか？

事務局（桑田課長）：その時に言われたのが、例えば一面写真を撮っていただいて、この鴨居については当初、壁については後からの塗り替えという、そういうような形でも結構ですよ、と。だから具体的に調査として入って壁を削ってとか、そういうところまでは求めてなくて、表から見える範囲で結構だということなんですけれども。

委員：誰が来たんですか？

事務局（桑田課長）：当時の…●●さん、かな？

委員：●●さんらしいなあ(笑)例えばこの縁側が拡張されたとか、そういう既にわかっていることがきちっと図示したり表示されてないだけだと思いますので。

委員：この段階でも、どの時点までで復元するかみたいな話も書いてありましたけれども、活用を含めての話がまずあって、そして修理工事の指針が立って調査が行われて、どういふ方針でここはどうするのというふうなことではないと、今のような具体の話は書けないんじゃないですか？

委員：本当にそうですね。修理委員会ではなくて、この委員会あるいはワーキングでやるにはもう少し概観的なことしか言えないと思うんですけどね。

事務局（桑田課長）：段取りとして考えているのは、その辺のことまで織り込んでしまって、実際にやるということについては、おそらく大阪府は府の教育委員会が設計をしてくれるというようなどころではないので、修理委員会を立ち上げて、その中で具体的な内容については一つ一つご指導いただくということになるかとは思っています。したがって、この保存管理活用計画に書いた内容をそのまま履行していかなければならないということには現状ではならないと考えております。

委員：そういうことですので、少しワーキングを今後設置したいと思います。またそのご依頼を委員の先生にお願いすると思いますので、その時は断らずによくお願いいたします。では具体的に保護の方針、それから管理内容、それから防火管理計画、防犯設備、耐震対策とページ順に指摘していただいているのですが、この内容に沿いながら少し議論を進めていきたいと思います。管理内容について、今まで少し渡路洲倶楽部の方からご意見をいただいたり、今までの利用状況みたいな話もしてきたわけなんですけど、実は一番肝心要の保存管理の体系についてちゃんと確認をしてなかったというようにも思いますので、②の資料を見ていただいて管理運営体制をもう一度確認して、質問等ございましたらお願いしたいと思うんですけど、管理運営体制についてちょっと説明をお願いします。

事務局（増田参事）：1番の管理運営体制についてでございますけれども、これは検討案を作っている場合、文化財保護法および、これは国の財産でございますので国有財産法に基づく中で、その法律的な関わりの中での管理の現状および体制を書かせていただいております。所有者につきましては文部科学省、そしてその実際の文化財としての指導につきましては文化庁でございます。管理団体は吹田市教育委員会ですけれども、この管理団体につきましては重要文化財としての管理の部分と国有財産としての、両方の管理が入っております、その中で文化財保護課が入っております。そして実際の管理活用運営につきましては、旧西尾家住宅の館長を中心に日々の業務を管理していくという形でやっていくということを書いております。

委員：これを見ていただきながら、看守者、監理者、看守者人、と記されているが、なんかこの辺が混同してるんじゃないかというご指摘いただいておりますけれども、この辺の文言について決めておきたいと思うんですけど、管理者は吹田市になるんですね？管理団体のことですね？

事務局（桑田課長）：あくまでもここの建物土地に関しては、文化財という部分については文化財保護法に基づいて指定されていますから、文部科学省の所管になっています。で、土地建物を国有財産として国有財産法から見たときには、元々は財務省の所管だったものですが、重要文化財の指定がついてきたということがあるので、これを文部科学大臣のもとへ所管換えをしたというようなことがあります。ですから、どちらも国なんですけれども、国有財産としても文化財としても文部科学大臣が現在所有しているという

状況になります。

委員：で、監守者が吹田市になるんですね？

事務局（桑田課長）：監守者という言葉ですが、これは国有財産法上の言葉で、この土地についての例えば隣地境界の権限であるとか、あるいはこの土地を処分するということについての参考意見を出すという、そういったことに関する、あるいはこの国有財産を良好に守っていかねばならない、そういう責務を負わされているのが監守者であろうと。

委員：ではこの報告書の中ではもう少し日常的なことを見守るという意味での監守者として吹田市を想定されているんですかね？まあ管理団体ってそういう役割ですよ。

事務局（増田参事）：事務処理基準によりますと、管理団体として、管理者としてが吹田市教育委員会で、その管理者が実際の実務にあたるために監守者を定めるということで、文化財保護課が監守者になっております。

委員：一般的には吹田市という言い方をしますよね。

事務局（桑田課長）：文化財保護法上によると、管理すべき地方公共団体ということですね。

委員：そうですね。ですから吹田市で、吹田市の中でどこが所管しているかと言ったら文化財保護課ということでもいいのかと思いますが、どちらの字がいいですか？管理の管の方なんですか？

事務局（増田参事）：監守者は文章の中の左側の方の監守者になります。

委員：ということです。文化財としては最近こういう事例が増えてきているらしいんですけども、国が引き取ってそれを地方自治体が管理する、管理団体になるという、そういうケースだということでございます。で、その後にありますボランティアとかそういったものとの関係を少し整理しておく必要があると思いますが、今、管理団体までは市の方から説明いただいたんですが、管理活用に関わる場所を少しご説明いただけたらと思います。あくまで渡路洲倶楽部なんかは管理活用の段階における一つのパートナーという形でよろしいですね？

事務局（桑田課長）：はい、そうですね。国有の重要文化財の文化財保護法上の決め事はあまり書かれていないということがあります。その中で、具体的にどのように管理をしていったらいいのかというようなところを予め国との間で決めとくんだというふうになっているのがこの管理活用計画だろうと我々解釈しているんですけども、保存管理活用計画を作るということを文化庁さんと相談した時に、国有重要文化財を管理すべき地方公共団体による活用の部分については文化財保護法の中に書いていないですよということをごちから申し入れたことがあるんです。で、確かに文化庁の方も認識としては、そこまでは書いてないと。ただ、今の文化財の考え方の流れの中で活用というのはやっていたかないといけないことで、ですから保存管理計画だけでもそこに活用を放り込んでくださいねというのをわざわざ言われた経過があります。ですので、本来今までの文化財保護法の解釈で言うと、地方公共団体は管理までは決めることが出来るけれども、活用については曖昧にされていたというようなところがあるかと思います。今回は活用の部分についても織り込んでくださいということです、その辺のところは今回明確になってきているのかなと吹田市の方では解釈しているということです。

委員：7、8年前でしたかね？文化庁から文化財の活用計画という報告書が出ていますよね。吹田市もお持ちですよ？あれで活用についてもっと推進していかないといけないという、近代の建物が増えれば増えるほどそれが言われるようになるんでしょうけれども、完全

にあの委員会が出来て、あの報告書が出来た段階でシフトしてきたのかなと思います。そんなことで、活用についての内容も報告書の中にはきちっと盛り込まないといけないんだらうと思います。で、文化財の日常管理、来訪者対応、それから防災防犯点検、それから西尾家住宅のイベント開催、こういうものが含まれるんだらうと。その中で渡路洲倶楽部の方にお願ひしたり、それから博物館が企画されたり、そういうことが色々あるということだと思ひます。この管理運営体制について何かご質問とかご意見ございませんでしょうか？

委 員：ちょっと整理させてほしいのですが、まずこの管理者というのは吹田市の教育委員会ということなんですかね？責任者は誰ですか？市長ですね？

事務局（桑田課長）：吹田市です。

委 員：市長ですね。

事務局（桑田課長）：ただし地方教育行政の決められた法律がありますが、その中で文化財を所管するのは教育委員会であるということが明確に書かれていますので、吹田市が管理者とはなるのですが、その命を受けて教育委員会がやっていくということになります。

委 員：責任者は市長になるわけですね。それと、文化財保護課というのは教育委員会の組織の一部で、保護課が管理団体になると。実際に動くのは。

事務局（桑田課長）：事務を担当するのが文化財保護課であるということです。

委 員：もう一つわからないのが、P.75の監守者です。ここは「文化財保護係」になっているんですよ。

事務局（桑田課長）：これはこの案が出来ているのがまだ機構改革前で、文化財保護係があった時代のそのままでありますので、現在は文化財保護課と読み替えていただいた方が…

委 員：文化財保護課になるんですね。それともう一つ、監守者補助者というのがありますね、館長になっているんです、ここの。

事務局（桑田課長）：監守者自身が現場へ行行って管理ができないというようなところがあるので、補助者を任命することが出来るというのが国有財産法に確か書かれていたと思うんですけども、そういうことで現場の実際の実務が出来る者を任命する方がいいだらうということになっています。

委 員：そこまではいいんですけども、補助者の方はここに館長という名前が明確に書かれていますよ。館長ということは藤原さんですか。その上の係というのはどなたが責任者？今は課？課長になるわけですね？それなら桑田さんということになるんですね。

事務局（桑田課長）：あくまでも公式には教育委員会の教育長になります。

委 員：これは行政の仕組みですので、実際の対応をされている桑田さんではなくて、あくまで教育長ということですね。

委 員：その体制の中で、今の渡路洲倶楽部のボランティアの位置付けはどういうふうになっているのかということが何の記載もありませんので、その辺の位置付けをはっきりさせて欲しいということで意見を提出させてもらったんですけど。

委 員：その辺が、文化財保護法の中にあまり問題になってなかった活用という問題で、文化庁の中でもそういう活用という面についてあまり今まで積極的じゃなかったんですね。ですから条例とかそういう文言の中にもそういうものがあまり盛り込まれていないということです。あくまで実際の運用の中でどんどん活用していきなさいということで。それを報告書の中でもきちっと確認しておく必要があるだらうということで、管理団体とは

違った管理活用という内容についてどう考えるか。それは博物館の企画展示のようなものあれば、日常の見学者に対する対応ということもあるということです。教育委員会から外部委託をして管理をしているようなところもあるんですけども、そうではないということを確認しておきたいということです。それはまあ修理が終わってから、もうちょっと後の話だろうなと思っています。

そこまで来たところで、防火管理計画というのが報告書の中では次に来ているのですが、実は一番やはり問題になるかなと思いますのは、どういうスケジュールで修理とか色々な改修工事みたいなことが行われるのかということで、まずこの4章の議論に入る前に少し資料②のスケジュールについて確認しておきたいと思います。計画案に基づき文化庁と協議をされていくわけなんですけど、この委員会で、あるいは先ほど認めていただいたワーキングの検討を盛り込んだ形で報告書を出して、そして文化庁との協議、これがいつになるかということがございます。その後、保存管理活用計画を作成して基本設計、実施設計、修理となるといいんですが、その間何年かかるんだろうということでききますと、まずちゃんとした構造診断をやる必要があるんじゃないかと思います。最悪の場合のことを言いますと、構造診断をしてこの建物は危険ですというような診断がおりた場合に、実は見学は規制すべきという内容になるわけですね。それを今までやらずにずっと来たわけで。自己診断の方でまあまあいいデータが出ていますので大丈夫だろうと経験的にやってきたのですが、重要文化財になった以上やはり構造診断というのを先にやっておく必要があるんじゃないかということで、保存管理活用計画を作成して修理に持っていく以前にまず耐震上の診断を受けたらどうかと思います。こういうスケジュールでいくことについてご意見をいただけたらと思います。いかがですか。構造診断にはお金がかかりますので、これは国有財産ですので国有財産の監理者である吹田市がやるというより国の方の予算でやっていただきたいという主旨と言った方がわかりやすいでしょうか。

委員：おおよその年次が空欄なのでわからないんですけども、構造診断をされた結果によっては、一番最後修理ってありますけれども、そこから先、公開活用することは出来ないというようなこともあるということですか？要するに、修理して文化財としてしっかり維持をしていくに留めてということで、ここから先は書いていないんですか？

事務局（桑田課長）：先ほども委員長からおっしゃっていただいたと思うんですけども、構造診断をしないで活用し続けていくということになれば、危ない部分への立ち入りを規制していくというようなことを自らがやっていかないといけない。この保存管理活用計画を作るについて、予めこの部分には立ち入りがもう許されませんよ、この部分については自由に見学してもらっていいですよという、そういう部分を明確にしておいて、それに基づいてもう一度振り返って保存管理活用計画を練り直していくというようなことが必要かと思います。それにつきまして、例えば修理が入るまでの間どうしていくか、今度修理が終わった後どうしていくか、という2段階のステップを踏んで考えたらいいのかなと思ったりもしています。ですから、この構造診断の結果によって、この部分が非常に危ないよということになれば、修理までの間そこについての立ち入りは禁止するという措置を取る。修理に関しては、見学をしていただけるような修理を考えながらの保存修理をやる。それが終わった段階で今度公開していくというステップを踏むべきかと事務局の方は考えております。

委員：ちょっと補足しますと、構造診断、耐震診断をやるということで予算化をしようとする
と保存管理活用計画の作成と同時期くらいになるかもしれないのですが、まず構造診断
から予算をつけて欲しいという意味で先に書いているわけですし、これがもし出てきた
ら修理に至るまでの応急補強みたいなものも予算化していかないといけないということ
になるかもしれません。保存活用計画書がもうその時に出来ていればいいんですけど
も、そういうことも含めてまず構造診断の予算化というようなことを進めてはどうかと
いう意味でこういう表を作っているわけなんです。

委員：行政的に引き受けている限りはこういうことって免れられないと思うんです。置かれて
いる状況としては姫路城なんかと同じなんです。国の国有財産を管理団体でやっても
らっているという。なので、色んなことは姫路市に聞いてみたらいいんじゃないかなと
思います。で、当然責務として危ないところは公開できないじゃないかというのはよく
わかる話なんですけれども、公開している昔の建物全部が全部安全かと言えばそうでは
ないわけであって、こんなこと言ったらまずいかもしれませんが、経験的なところ
でまず安全だというところでやっているのが普通のところの実情なんじゃないかと思
うんです。京都の公開している寺院が全部、構造診断をやって安全だと確かめられて
いるから公開しているわけではないので。行政と個人というのも違うとは思いますが
けれども、その辺のところは文化財としては何かあったらえらいことなんですけれど
も、痛し痒しのところでして、当然今の基準に合致したときに建てられたものではないわけ
ですから、ぎりぎりやり出すと当然まずいところも出てくると思うんです。ですから、
保存修理をどうやって早期にやるかということと関わるかと思うんですけれども、大規
模な修理をやる時に補強して安全確保をするというのは当然のことなんで、特に阪神大
震災以降はかなり補強みたいなことを随分行って、それに対する批判も多少あったとは
思うんですけれども、とりあえずは別に柱を建てたりとかそんなことまでやって安全を
確保するみたいなこともやっています。で、そこまでどうやって持っていくかという
ことだと思うんですけれども、診断した限りには危ないという結果が出たら立ち入りの
制限とかそういったことも出てくる可能性あるとは思いますが、修理を行えばおそら
く完全に安全を確保するような、あるいは意匠との兼ね合いで出来ないような部分につ
いては一部立ち入り制限みたいなことはひょっとしたら出てくるかもしれませんけれど
も、そこまでは全部が終われば確保出来ると思いますので、今やっている活用を出来る
だけ阻害しない範囲でやると思えば、全体のこのスケジュールに対するスピード感とい
うか、期間というのを出来るだけ短くしていくというようなことは必要なのかなとい
うように思います。

委員：ありがとうございます。ご主旨は、構造診断をやってしまった以上、長い空白期間閉め
たままでいいのかということにも繋がるわけで、そういうことも危惧されるということ
からいくと、保存管理活用計画書の作成というのは同時進行でやらないといけない。た
だ予算としては活用計画書を作るときに構造上の診断が全然ないまま、専門的な知見が
ないままに進めることは出来ないと思いますので、そういう意味で少し前に構造診断を
終えているということで、あくまで最終目的は修理ということですし、それからその結
果にもよるわけなんです。応急的な補強を少しすればもういいですよということにな
るかもしれませんし、その辺りは国の予算との関わりにもなりますので、構造診断の予
算化を進めていくというようなことでいいのかなと思います。

委員：国の補助メニューみたいなのは聞いてます？構造診断関係、まだ今あると思いますが。

事務局（桑田課長）：2年ほど前、文化庁から来ていただいたときに、全部の部屋を見せるために事務所を別棟で管理棟として建てるならば、そういった計画を保存管理活用計画の中にきちっと取り込んでいただけたら、それも含めて補助金の対象としますよと、そういう補助金の対象になるところのメニューまで教えていただいているというようなところもありますので、色んな補助金があろうかと思うんですけども、その場その場で合致するような補助金を対応させていただいて、最終的には大きな保存修理の補助金をもらうという、何段階かに分けてもらうという、そういうふうには考えてはいます。

委員：まずは構造診断に対する補助金から？

事務局（桑田課長）：はい、構造診断の補助金をまずはもらいたいなということで。

委員：それは文化庁が進めている施策でもありますので、かなり優先的に、すぐにでも貰えるんじゃないかと思います。それがもし貰えたらこの保存活用計画書を作成するにあたって非常に大きな拠り所になりますので、本当は去年ぐらいにも予算化しておいて欲しかったぐらいで。決して保存管理活用計画書を作成するのを遅らせるというのではありませんので、表としては構造診断の横ぐらいに書いておいていただいた方がいいと思います。

事務局（桑田課長）：今、事務局の方で考えておりますのは、すでにこういうふうな形で保存管理活用計画についてご審議いただいている、審議の中でまず構造診断をしないときちっとした保存管理活用計画が作れないじゃないかという意見をいただいたと。だから、まだ途中でですけども補助事業として採択していただきたいんだという要望を、この夏にでも上げていこうかなとは思ってはいるんですけども。

委員：そういう主旨でこのスケジュール、非常に簡単なものですが、基本設計に補助金がつけば実施設計、修理までいくというのはわかっておりますので、呼び水となるのが基本設計ですが、そこに至るまでの間に構造診断の予算化をしていただこうと思います。で、それを考える中で耐震対策としてご指摘いただいた問題というのは少しくリアに出来るかなと思っています。ではこういう形でスケジュールについて理解していただいた、ご審議していただいたわけですが、今後の施設利用に関して、公開、時々公開、非公開、それから利用するしないみたいな問題がどうもぼやっとしたままになっているんじゃないかと思います。例えば米蔵っていうのは今かなり傷んでますから今のところ利用しない、でも活用計画の中ではああいうのはどうするのか。それから、今は戌亥蔵に西尾さんの資料を入れていただいているんですが、あれが本当に寄託あるいは寄贈された場合にどこに置くのかとか、そういう問題もどんどん派生してくるわけなんです。今、渡路洲倶楽部と吹田市さんとずっと前からこんな形で公開していますが、例えばこの裏部屋は公開していないんですよね？で、時々公開にはなるんですか？その辺が今あまりはっきりしてないのですが、少し考えておかないといけない。で、これはあくまで保存管理活用計画の修理が終わった後にどうするかという議論ではなくて、その途中までどう考えるのかということなんです。吹田市さんとしては全面公開をしたいという思いがあって、2階も本当は見せたいんだけど、これは消防法上無理があるということで今は非公開、時々公開もしていない。そういう公開・非公開の場所について今どうなっているのかという現状の方を、事務局の方から説明していただけますでしょうか。主屋、蔵、離れ、それからお茶室という形でご説明いただけたらと思います。

事務局(桑田課長):主屋に関しましては、資料の③、その主屋と書いてある部分ですけれども、この計量部屋と書いてる部分については、北側に少し小さな部屋があろうかとは思いますが、この部分は事務所、特にボランティアさんの待機所という形で使わせていただいておりますので、中までは見せてはおりません。それ以外の部分については見ていただいております。それとその北側にある台所になる部分、旧の竈屋になる部分なんですけど、ここについては全面公開しております。ただしその東側にある小さな部屋、これはもともと「女中部屋」と言っている部屋なんですけれども、ここについてはまだ色々な備品類が整理できないままに置いてありますので、近々資料台帳を作って整理をしていきたいとは考えています。ここもいずれは見せることは出来ると思うんですけれども、現状では見せていないというところになります。それから今見ていただいているこの主屋と呼んでいる一番大きい部分なんですけれども、北西の隅のご主人の間と言っているところ、ここに関しては床構えの一番いい意匠が取り外されてしまって、部材は残っているんで復旧は可能なんですけれども、意匠的にも現状では見ていただけるようなことではないというところがあるのと、他の西尾さんがお持ちのものであるとか、あるいはこの西尾家住宅が持っている備品を入れ込んでしまっている部屋ということになりますので、現状では公開はしておりません。早急に床構えを復旧して見せていきたいなということも考えてはおるんですけれども、実行出来ないでいるというのが現状です。それから西側に張り出しています便所とお風呂なんですけれども、非常に小さい部屋で行き来もなかなか難しいというところもありますので、現在としては見せてはおりません。いずれは見られるような形の整理が出来た段階で見せていきたいと考えているところです。それから主屋から土蔵の方に張り出している部分なんですけれども、ここは大正頃に増設されたお風呂になるんです。この部分についても通路が細いというところもありますので、現状としては見せていません。ただ脱衣所なんかは非常にいい部屋がありますので、行く行くはやはり見せていきたいと考えているところでありまして、玄関棟に関しては、今のところ全部見ていただいております。それから次に離れに移りまして、離れの東棟と呼んでいるところ、こちらに関しては全部公開させていただいております。一部東棟という言葉が書いてある南側の部屋、応接室なんですけれども、その北東隅に小さな部屋が暗室という形でありまして、これについては敢えて扉まで開けて見ていただいているということではありませんけれども、見られる状態にはいつもあります。それから西へ移って渡り廊下は、通っていただいておりますので当然見ていただいております。それから西棟の方なんですけれども、渡り廊下に取り付いているお茶室と呼んでいるところ、ここは公開をさせてもらっています。それからその南側にある座敷、こちらも公開をさせていただいております。一部資料整理の関係なんかで公開していない時期があったりとか、中に物を積んで整理をしていたりとかいうようなところもありますので、ここについては整理が出来た段階では完全に公開するという部屋にはなると思っています。それから他の部分、例えば西棟の北に張り出している棟、ここに関しては守衛さんの宿直する場所としておりますので、現在は公開しておりません。それからその西棟のお風呂、あるいは台所それから座敷の西側に取り付く次の間にあたる部屋、この部屋に関しては事務所として使っておりますので、現在見ていただいているというところではありませんが、次に主屋の東にあります米蔵、こちらに関しては備品類を入れ込んでおりますので、外観は見ていただいておりますけれども公開はしておりません。それから主屋北側

の戌亥土蔵、戌亥角土蔵、こちらに関しても備品類あるいは什器物なんかを収蔵しております、外観は母屋からのぞいていただくという形はとっておりますけれども、中にまで入って見ていただくというようなことには現在しておりません。それから戌亥角土蔵の西側にあります積翠庵ですけれども、こちらに関しては数寄屋の非常にもろい建物でございますので、中に入って見学をしていただくということにはしておらず、窓を開けて外側から覗き込んでいただくという公開のやり方をしております。それから積翠庵の南にある四腰掛、こちらに関しては中まで入っていただいて見ていただいている。大体そのような状況です。

委員：あと、温室と防火水槽のところは立ち入り禁止なんですね？

事務局（桑田課長）：そうですね。

委員：それから南東納屋と書いてありますこの片流れのところは、遠目に見ていただいているだけなんですかね？

事務局（桑田課長）：そうですね。近寄って見ていただくことも可能です。それで言いますと、北東の納屋と言われているところ、こちらの方は敢えて見学はしていただけてないですけども、見ようと思えば見られる状況にはあります。ただ重要文化財になる前に、非常に損朽が激しいのと、瓦もずり落ちて危ないというようなことがありましたんで、瓦を全部降ろしてしまっただん板をかけているという状況がありますので、我々としてはあまり見てほしくないというところで、敢えて公開をしております。

委員：米炊き場と先ほどの北東納屋というところは、見学コースの中ではお見せしてないんですね？

事務局（桑田課長）：お見せしておりません。主屋と印字しているところの北側の窓から見ることは可能です。

委員：この今の使われ方、公開、非公開、それから立ち入り禁止を含めて、何かここについてご質問やご意見はございますでしょうか？積翠庵は時々利用はされているんですね？この間もお茶会があるとか言われていましたけれども。

事務局（桑田課長）：年2回ほど。

委員：これは制限されているんですね？

事務局（桑田課長）：大体1回7人、それで一日3回というような形を年2回ですね。

委員：それは将来を含めて、例えば戌亥土蔵なんかは将来を含めて公開しないということなんですかね？

委員：いや、今言っているのは修復後の話ではなくて、修復までの話として整理をしておきたいと。で、修復をする中でどう利用するかという話は、また次回でも考えたいと思いますけれども。

委員：防火管理計画、94ページによりますと戌亥土蔵・戌亥角土蔵は収蔵庫にするために公開しないというのが記載されてあるんです。また、米蔵についても出入り口が一か所のため内部の公開は検討を要する、居住棟2階についても緊急避難上問題があるので公開しないということですが、こういうことから言いますと将来を含めて公開しないということなんですか。

委員：そういう意味ではございません。ちょっと説明をさせていただくと、この2階は階段が箱階段になっております。あの箱階段というのはもう一般的な階段の基準からはずれていますので、非常に限定して特別年に1回とか2回とかそういうのは出来ると思うんで

すけれども、不特定一般の方をお連れするのは難しい、やらない方がいいです。なぜならもし何かあった時にやはりそういう対策もなしにやるっていうのはまずいわけですよ。ですから非常に限定した数で付き添いがいてお見せするのは出来るのです。ただそれは非常に手間もかかりますし、色々問題もあるので、今は全面非公開にされているということです。そういうところも含めてちょっとご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：見学者のルートというのは？主屋の方にあがる場合はどこから入られるんですか？

事務局（桑田課長）：主屋の方にあがる場合は玄関になる部分の東側のところ、今日入っていただいたところ、そこから玄関棟の方に上がっていただいて、玄関棟の方を見ていただいて、主屋の方に進んでこの部屋をずっと見ていただくと。そして主屋と印字されているところから、竈屋の方に下りて行っていただいて、また引き返してくる、そういうルートをとっております。

委員：この中にある仏間とかその辺はどうされているんですか？

事務局（桑田課長）：この部屋と仏間を見ていただいて、それから北側の部屋はご主人の間を除いて2室見ていただいて、居間を見ていただいて、台所へ移るとい、そういうルートです。

委員：玄関棟と主屋棟との間に中庭のようなものがありますよね。それは非常に面白いと思うんですけど、それはふさがれてますよね、今？

事務局（桑田課長）：見えにくい状況にはありますね。

委員：普通のルートだったら玄関棟の上がり框から上がる人と、そうでなくて中庭を通してそれで主屋の戸を開けて、それで主屋の下の部屋から上がっていくというのがもう一つのルートですよ。

事務局（桑田課長）：坪庭は今荒れている状態になっていますので、整備した段階で例えば玄関から侵入してきてそのまま奥へ通って行っていただく、そういうやり方も将来出来るかなとは考えています。

委員：今も少しは覗けますけども…ちょっとかわいそうかなという気はしているんですけども。

委員：確かに普通だったら玄関入ってそのままずっと通って、通り抜けの通り庭みたいな形で奥まで行くんですけどね。他にございませんでしょうか。

委員：構造診断したら補強しないといけないところはかなり出てくると思うんですね。そして、補強して完全に見てもらうまでの期間、相当年数かかるんじゃないですか？

委員：修理をどうするかというのを専門の方で話をしていこうと思うんです。それと応急補強みたいなものが本当にいるのかどうかというのもやってみないとわからないので、応急補強の予算も含めてどうするのかということはあると思うのですが、あまりにも長い間、例えば文化財という修理すると大体3年は最低かかるわけですけども、3年間クローズしているという、そんな形の修理にはしない方がいいのかなと私自身は思っているんですけども。

委員：そしたらある程度の補強ぐらいで？

委員：それはちょっと専門の方の委員会でも議論してみないといけないし、それから応急診断ではなくてちゃんとした耐震診断をやって、その結果を見て考えるということでもいいのかと思うんですけどね。

事務局（桑田課長）：修理の期間に関しては、国の重要文化財でもあるし国有財産でもあるというところがあるので、最終的には何か事故があった場合には国が責任を取らないといけないということは逃れられない問題だとは思っています。いくら吹田市が管理団体でそれを引き受けているからと言ったところで、吹田市だけが矢面に立つということにはならないと思うんですね。そうなりますと、構造診断であるとか修理の仕様であるとかそういったものをどうするかによって、例えば建物を全面解体しないともう公開できないですよということになるのであれば全面解体するだけの期間はやはりクローズせざるを得ないだろうというようなことも考えられますので、これは今後の設計書を作る中で決まってくることなんだろうかと。事務局の裁量で何か月閉鎖します、何年閉鎖します、というようなことは今言えるような状況にはないのかなと思います。

委員：あと姫路城方式というのがありまして、最近ですと修理を見せるというような手もあって。全棟一斉に修理にかかるということはないんで、そういう意味じゃあ部分部分、離れを見ていただいて、積翠庵を見ていただいて、というような形のことも考えられると思います。その辺はまだ流動的かなと。他にございませんでしょうか？

委員：今の耐震の診断とか修理の話に関係するんですけども、周りにずっと塀が囲ってますよね？この辺りの調査なんかってというのは、この今いただいている診断書ですかね、この中にはおそらく入っていないのかなというふうに読み取ったんですが、今の話では大体主屋とか離れとかいうところが考えられているんですけども、むしろ危険性が高いと言えば外壁が一番危ないのかなと…

委員：この前事務局と打ち合わせをする時に僕も質問したんです。ひび割れが起こった時に大きな鉄筋が入っているということで大丈夫じゃないかということ言われているんですけども、それはもちろん耐震診断の鉄筋量なんかを一応電磁波で調査していただいたら結論を出せると思いますので。確かに近隣の人達に対して一番影響の大きいところで、基礎の状態についてもすごく気になってますので、その辺も含めた構造診断になるのかと思います。地盤の調査はしていただいていて、ここはやはり河川域にあたりますので、非常に地盤は悪いということですから、そういうことも含めて擁壁の下の状態も含めてちゃんと構造診断していただこうということなんです。

では、ちょっと時間も進みますので、そういう状態の中で進めていくことになりましたが…私自身ちょっと気になっていますが、防火水槽と温室について、ここは子ども連れが意外と少ないのですが、もう少しちゃんと立ち入り禁止の柵を作った方がいいんじゃないかなと私自身は思っています。あまり不細工にならないような柵を作る必要があるかなと。これは吹田市がやらないといけないんですね。これは早急にやっていかれた方がいいかなと思っています。ですからこの辺は、見せてはいいんだけど立ち入り禁止区域になります。その時に離れの西棟からお庭に出ていただくことになるんですか。南の方の庭はお見せしていない？

事務局（桑田課長）：離れの庭に出るのは現在は東棟の方からテラスを通過してということにしています。

委員：そのとき下足はどうされているんですか？

事務局（桑田課長）：テラスのところにスリッパを置いておりますので、それを履いていただくということで。

委員：今の利活用の状態と公開・非公開についてご意見がなければ、立ち入り禁止区域だけでも

う少し明示する、あるいは柵をちゃんとするという事でよろしいでしょうか。じゃあそういう形にしていきたいと思います。最後に防犯設備、それから防火管理計画というのがありますが、実はこの辺のことが修理に至るまでの間非常に重要になるわけで、防災の訓練や対策というのはあまりちゃんとしたものが出来ていないそうなんですけれども、この辺のことについてご意見をいただきたい。実は私この辺過敏になっていまして、阪神大震災以降文化財の保護・保存ということで事前の活動の重要性というのを工学院大学の後藤さんなんかとずっと言ってきているんです。そういうこともあって、特に火災については、実は重要文化財でも火災訓練というのはほとんどされていないというアンケート結果がうちの大学でやった場合に出ておりまして、その辺少しきちっとした方がいいんじゃないかと思っているんですが、少しご意見をいただけたらと思います。今はセコムさんが入って夜間は監視されているんですが…

事務局（桑田課長）：いえ、夜間は警備員さんに人的警備をさせていただいています。

委員：吹田市さんの非常勤職員さんとして雇われている？

事務局（桑田課長）：警備員さんとして委託契約を結んでいます。お昼は職員が警備をしていて、併せて渡路洲倶楽部さんの方に観覧者を案内していただいている時に要所要所を見ていただいているという、そういうふうな防犯体制をとっております。

委員：防犯・火災についてちょっと分けたいと思うんですが、まず火災の方はいかがでしょうか？何かこうした方がいいよとか。今はどんな状況かちょっとご説明いただけますでしょうか。消火栓の位置までは必要ないんで、大体どんな状況か。

事務局（桑田課長）：火災報知器につきましては、文化財仕様で全建物につけさせていただいています。ですから出来るだけスポット型は避けて空気を廻して観覧者には見えないようにつけさせていただいています。その受信盤と、併せて消防へ電話一本でかけられるという自動通報装置を離れ西棟の事務所として使っているところに設置をさせていただいております。ただ、自火報の発砲と同時に消防へ直通するという方式は現在とっておきません。これは市の消防との今後の協議にはなってくるんですけれども、ダイレクトで消防が受信するということについては、人的警備をやっている以上は少なくとも現認をしてからの通報にして欲しいという消防からのお願いで、現在直通はしておりません。現認をしてボタンを押したら直通になるというシステムに今はしております。それから塀なんですけれども、戌亥土蔵、戌亥角土蔵と書いているその北側にまわっている塀の外に三波長の炎感知器をつけさせていただいております。それと北東米蔵北納屋と書いてあるところのその西側の通り沿いに同じく三波長の炎感知器をつけさせていただいております。後の部分に関しましてはコンクリート塀であったりしますので、炎感知器の方はつけておりません。それから消火設備の方なんですけれども、特に文化財に関してはスプリンクラーといったようなものをつけるということには本来ならないんで、そういうものは当然つけてはおりません。消火器は、非常に貧弱なんですけれども、3分間消火剤をまくパッケージ型のものを、離れの東棟の北側、主屋と米蔵北納屋と書いてある、ちょうどその間のところの空閑地と戌亥角土蔵の南側に、それぞれノズルを伸ばすと20m包含出来るような形で設置させていただいております。それが防火管理関係のシステム、装置でございます。

委員：この件について何かご意見・質問ないでしょうか。文化財の保護デーなんかには実際にホースを出してきて、一応水は出さないにしても、訓練をされているんですか。

事務局（桑田課長）：年間2回、消防機器の点検がありますので、その際に取扱いの講習とかそういうことはさせていただいています。若干、ABC消火器の取扱いをやったりとかようなことはしておりますけれども、本格的にパッケージ型のやつを開けてやるというところまでは現在やっておりません。

委員：土蔵の外側って道ですよ。誤報とかあつたりしないですか？

事務局（桑田課長）：今のところそれはいいです。

委員：吹田市は吉志部神社の火災がございましたので、防火については念には念を入れておかないといけないのかなと思っています。本格的な修理が出来たらそういうシステムがきちっと出来るのですが、その間やはり心配なので少し今日議題に上げて皆さんのご意見をいただいた方がいいかなと思ったんです。

委員：修理と関わる部分もあるとは思いますが、重要文化財ですから消火設備とかっていうのはそれとは独立で考えても事業としてはやっていけないのかなと思います。だから、予算とるならいっぺんに、というような考えはひよっとしたらあるのかもしれないですけど、別立てで考えて行かれるという方法もあるんじゃないかなと思います。もちろん自火報とかは修理の時じゃないと、外したり入れたりというようなところはなかなか大変ですから難しいとは思いますが、消火はそうでなくてもいけるんじゃないかなと思いますけれども。

委員：京都のお寺なんかはよくやられていますね。消火栓などの設備を優先的に、修理と切り離してやられていますけれども、その辺含めて文化庁と一度議論していただくのがいいのかなと思います。今の設備でいいのかというと私も心配は心配ですね。3分間で消えるような小さなボヤだったらいいんですけども、ちょっと燃え広がると3分間では絶対無理ですね。特に積翠庵とか離れなんかはあつという間に燃えてしまいますから心配ですね。

委員：消防署はすぐそこなんですか？

事務局（桑田課長）：はい。

委員：まあ初期消火が一番いいですよ。人の目は届いていると考えれば、これでもいいのかなとも思いますけれども。

事務局（桑田課長）：ただ夜間になりますと警備員さん一人ということになりますので、それでどれだけの初期消火が出来るのか、非常に心もとない。それならダイレクトで消防に入れて、誤報であろうとなんであろうと北側にある消防署から誰か職員が駆けつけてくれるというようなシステムを取るのが一番なんだろうとは思っているんですけども。

委員：消防が駆けつけるのはいいんですけども、たぶん扉閉まっているでしょう。そしたら扉ぶち破ってもいいのかどうかとか逡巡している間に火事はワースと広がってしまいますね。

事務局（桑田課長）：その辺に関しては、そんなこと言ってられないから、ぶち破ってくれ、登ってくれというようなことでは一応申し入れはしているんですけども。

委員：侵入口というのはもう決められているんですか。

事務局（桑田課長）：戌亥土蔵の東側に小さな通用口があります。それを蹴り倒して欲しいというようなことで申し入れはしております。

委員：吉志部神社は結局、原因はよくわからなかったんですか？

事務局（桑田課長）：表には出ていないですけども一応付け火ということですよ。

委員：まあ消火栓を独自にやるというのはいいんですけれども、自動消火という形になるとどっかに集中管理のものが必要になってくるんで、修理とうまく絡むかどうかですね。設備として入れた以上その辺は触るななんて言われると出来ませんし、ちょっと微妙なところですので少し文化庁との今後の協議をお願いしたいと思います。防犯の方はいかがでしょうか？防犯は盗るものはないからいいですか？僕は蔵を破られているのを見たことがあるんですが、蔵の扉なんか全然手つかずで、土手っ腹をつるはしでポンポンと叩くとすぐ大きな穴があいて、中身をごそっと盗られたというのを兵庫県の中でも随分見ました。蔵というのは安全だと思われていますが、あれほど弱いものはないなという気がしています。まあ特に夜間は警備員さんがおられるから大丈夫だろうとは思うんですけれども。

事務局（桑田課長）：ただ例えば赤外線装置を通して監視しているとか、あるいは扉の中に人が入ると感知するようなスポットを置いているとか、そういうようなのはございませんので、心もとない状況にあるというのは確かなことだと思います。

委員：敷地内に赤外線探知なんかをやると誤作動が多いですね。猫とか動物が横切るだけで警報が鳴ったりしますので、実用性との調整というのが必要なんですけど。

委員：ここは防災のカメラはつけていないんですか？

事務局（桑田課長）：つけていないです。

委員：ですから例えば積翠庵に団体さんが来ている時に、違う一人の人がずっと入って行って何かされても全然わからないんですね。かといってカメラをつけるかどうかというのは…今は随分普及してますから、そんなに値段はかからないんですけれどもね。

委員：何か所かぐらいは付けといた方が安全じゃないかと思うんですけれども。

委員：防犯上、お客さん来た時フリーには出来ないんですね。一人でも二人でも、来館者が来られたら必ずボランティアがついていかないとイケない。放っておくわけにはいかない。だからその辺も今後いわゆるそういう体制をどうするか、色々問題があるんですけれどもね。

委員：ヨーロッパなんかですと、防犯もありますから、ずーっと時間待ちするんですよ。次の見学は何時何分ですというのを書いて、それまでちょっと計量部屋で待っていただくような…

委員：そういう計画も一時やったんです。集まるまで待って、人数が集まった時点で案内するというところやったんですけど、なかなかそれを実行出来ていない。それがために図書室みたいな感じで計量部屋に本をたくさん準備して、時間つぶしで本を読んでおいてくださいということで置いてあるんですけども、なかなか計画どおり出来ていないのが現状です。

委員：30分ぐらいとか、集まったらやりますではなくて、次は何時からですか。

委員：なかなかそういう通りには出来ないんです。用心悪いことは悪いですが、一人でうろうろしてもらうのは。カメラ持ってる人が特に入ってきたり出てこないとか。どこにいるのか、こっちがまたチェックに行かなければならなくなる。そういう状況です。必ずボランティアがついておらないとイケない。だからそれだけボランティアの数が要るんだけど、だんだんボランティアの数が少なくなって来てる。だんだんと歳いって、来る人が少なくなってきている。そういう悩みを抱えているんです。

委員：ボランティアの人間は少なくなると思います。増えてくることはまあないと思います。

委員：地元の人が少ないんです。

委員：その辺のボランティア団体の組織というのもまたこれから問題になってくるし、修理後のボランティア団体というのもまた大きな問題になると思います。妙喜庵の待庵なんていうのは国宝ですけども、そこを●●先生に案内してもらっていた時に、ある建築家が勝手に上がってものすごく●●先生に怒られているのを見たことがあって、今でも覚えています。要するに妙喜庵っていうのは壁が大事ですので、ちょっとでも擦ったりすると取り返しのつかないことになるんで、先生が怒られたというのもよくわかるんですね。そういう意味じゃ積翠庵とかそういうところで不用意なことをやられると困るなあと思いますし、特に一番マナーが最近悪いのは放送関係のテレビ局なんかが一番マナーが悪いですね。線をかけるために釘を打ったりしますからね。全然マナーわかってませんから。というようなことですので、この辺は訓練とかマニュアルみたいなものを少し作られた方がいいですし、防火に関してはやはり年2回やられるということと、緊急時どういうことをやるべきか、地震も含めてどうするかという話はあっちこっちでも作っておられると思いますので、そういうものを取り寄せて少し手直しして備えておかれるのがいいのかなという気がします。今日一応考えていますのはそのぐらいなんですが、その他に何か、例えばご指摘いただいた中で灯籠の話なんかがあるんですが、震災はいつ来るかわからないということで行くと、灯籠の周りに少し近くに寄らないようなものが要るのかどうかというようなことも含めて、何でも結構ですので少しご審議いただけたらと思うんですが。

委員：この間の阪神大震災の地震の時、ここの灯籠がどれだけの被害を被ったのか知りませんが、だいぶ被害あるはずですよ。私らの家でも震度4か5くらいだったんですが、灯籠の上の笠の部分の部分が飛ぶんですよ。ちょうどそんな時に見学者がおられたら大変なことになる。

委員：地震の後見に来ましたけど、灯籠壊れてなかったですよ。ずれてただけじゃないですか？あそこの大きな灯籠も大丈夫でしたよね。落ちてましたっけ？

委員：灯籠の被害があったということはここに記載されてましたよね。どれだけの灯籠が壊れたのかは記載されていなかったですが。

委員：一つ落ちましたよね。すぐ修理されたと思います。雪見灯籠ではなかったと思いますけど。

委員：一番上だけぼろんと落ちたのかな、それをまた元に戻して…。あんまり大きな被害は覚えていない。

委員：灯籠の一番上の頭ですか？

委員：頭だけではなかったん違うかな。チェーンで三脚みたいにしてやっていたのを覚えています。

委員：そのとき何か固定はされたんですかね？接着剤とか使われたり…

事務局（桑田課長）：まだ当時西尾さんのお家だった時代ですからどのような修理をなさったか、具体的にはちょっとわかりません。

委員：その件についてはまた専門の方で議論をしたいと思います。他何かございませんでしょうか。今日は保存活用の報告書の本格的な議論に入る前に、修理にかかる前のところについては報告書にあまり書かない問題ですので、その辺を少し集中的に検討しておきたいと思うんですけども、何か抜け落ちとか問題点はございませんでしょうか。

委員：この頃イタチはもうおりませんか？イタチが屋根裏に…

事務局（桑田課長）：イタチ、猫、それからカラスがいたずらをするという、そんなことはまだちょっと…猫に関してはまだおるようですけれども。

委員：イタチも庭を時々横切ったりしてますが。

委員：巣を作られるのが一番困るんですけれども、どっかあるんでしょうね、人間が知らない侵入口が。

委員：みんな蓋をしてあるわけじゃないと思うので…

委員：今のところ大きな問題はないんですね？動物被害というのは。鳩も大丈夫ですか？

事務局（桑田課長）：鳩は来ないです。

委員：他に何か？

委員：この西尾家というのは住宅ではなく集会所であるということでもいいわけですか？昔は住宅だけれども現状は集会所？

委員：いや、そういう規定ではないですね。重要文化財として住宅を公開しているという。

委員：住宅でいいわけですか？

委員：集会所だったらここ規定でアウトですよ。

委員：だからそれに合う設備関係とかいうのが必要ではないかなど。確か構想案に記載されていたように思いましたけどね。住宅ではなく集会所だということ。

事務局（桑田課長）：重要文化財に指定される前、ここを公開するにあたって用途は何かということになると、集会所的な用途である、そういう判断で消防設備を取り付けてくださいと、そういうことがかつてはありました。現在は重要文化財になりましたので、消防法であるとか或いは建築基準法上は緩和措置があるということになっています。

委員：27 ページの過去の修理等の状況の中に集会所と…。利用実態から見た場合、集会所とみなされることになったためと記載されてありましたからね。

委員：よくやるのは、ちょっとした展覧会をする場所とか色んなのがあるんですけれども、大体みんな同じで、集会所という規定になるとこういう設備を置きなさいということがあるわけなんですけれども、利用者は不特定者だったのですか？では一番厳しいですね。

委員：私が気になったのは、この集会所と便所の数です。集会所とみなされるならば、今の便所の数からいってどのぐらいの人間が集会所なのか、その規模によって変わってくるだろうと思いますけれど、又他の各建築設備関係がもっと必要になってくるのではないかと思いますけれども。

事務局（桑田課長）：現在は集会所ではなくなりました。重要文化財になりました。

委員：いや、これに記載されているから、27 ページに。

事務局（桑田課長）：それは当時そういう扱いがされていたのでそういう設備をつけましたという過去の実績の部分だろうとは思いますが、

委員：住宅としての使用が終わった段階で、不特定の利用者が建物に出入りした場合に、消防はこの用途は何ですかということとちゃんと聞かれるわけです。博物館とか何とかいっばいあるわけなんですけれども、その中で集会所を選ばれたということだと思います。今ちょうど便所の問題が出ましたが、前に企画展とか色んなことをする時に便所の数が少ないということと言われておりましたよね。今仮設的に便所が作られておりますが、これ以上増やすと常時の状態で見栄えの悪いことにもなるんですけれども、人が多い場合は仮設の便所を持ってこられたりするんですか？

事務局（桑田課長）：ここは下水道を完備しているところなので、ため置き式の簡易便所を置くということについて、個人さんが後の処理まで責任を持たれる場合については設置が可能ですけれども、行政がああいうため置き型の簡易トイレを設置することについて吹田市は許可しないということになっていて、だから汲み取りはしないと通告されています。やるんやったら自分でかついで持ってきてくださいと。

委員：工事用便所みたいなものも認めないと…

事務局（桑田課長）：現在設置している仮設のトイレなんですけれども、当時まだ重要文化財に指定されていなくて建築基準法の緩和が出来ないという状況の中で、延焼ラインというんですか、3m離さないといけなとか、5m離さないといけなとか、それをこの敷地内で全部とっていきとあそこしかなくて、それも温室をもし建物としてみなしたら設置する場所ないですよということで、苦肉の策であそこになりました。ですから、あれ以上の大きさのものは取り付けることは出来なかったし、あの位置以外に取り付けることはこの配置の中では出来なかった。ただ現在は建築基準法の緩和がありますので、例えば公開をするために便益施設を設けるのが当然だという判断に立てば、景観にマッチするようなものであれば、隠れるような場所に設置するというについては文化庁の方のお許しはいただけるのかなと思ったりもしています。

委員：先ほどの集会所という話ですけど、ここ旧西尾家住宅になっていますけれども、必ずカッコで吹田文化創造交流館というのがつくんですよ。もう一つ内容にはそぐわないような名称だと思うんですけども…最初にこれがあつたから集会所として扱おうとされたんかなと思うんですけど。

委員：これは吹田市が管理をするようになってからこういう名前をつけられたんですよ？

事務局（桑田課長）：そういうことです。管理条例を設ける必要があつて…例えば入館を無料であつても、無料であるということ条例に謳わなければならない、あるいは何時から何時まで公開していますよということについては条例で取り決めをしなければいけないというふうにありますので、ここを9時から17時15分まで公開する、入館は無料とする、ということ条例の中で謳い込む必要があつて、管理条例として作らせていただいているというようなところがあります。で、重要文化財に指定された時に、市の法規担当の方からこの条例については廃止してもいいんじゃないかというようなことをコメントとさせていただいたことがあります。ただ、観覧に供して0円で入っていただくんですよと、あるいは将来入館料をとるというようなこともあるかもしれません。そういうようなときには今度は入館料をいくらとるというのを条例で規定しないととれないということになりますので、条例としては置いておいた方がいいんじゃないですかねということで、今こうなっています。

委員：確かにちょっと違和感もある名前ではありますが…

事務局（桑田課長）：（吹田文化創造交流館）というのは当時の吹田市長がこれだけ努力して重要文化財にしたんだからということで…

委員：本当なら生活文化館とかそのくらいにしておけば何の問題もなかったのですが、交流、創造っていうのが入るとちょっと気にはなります。これは今後修理へ向かう中で、逆に少しテーマとして入れて考えてもいいかもしれませんね。少し名称だけ変えましょうとか。条例改正というよりは提案ぐらいでいいかなと思いますけれども。

事務局（桑田課長）：よく条例の名称があまりにもいかめしいので愛称を付けてしまうというのは

あるんですけれども。

委員：この旧西尾家住宅というのは重要文化財になった場合は絶対消せなくて前面に出てきますので、これがちゃんと前面にあれば愛称はいいとは思うんですけれども。ただあまり事例を見たことないですね。民家で愛称というのはありましたっけ？民家はあんまりないですよ？建物の場合は結構ありますよね。

委員：あっても例えば近代的なものが入っているというような意味の言葉があってもいいかなと思ったんですけど。一般にここの建物を見学しようとしたときに「旧西尾家住宅」だけだったらいいんですけれども、こっちのが入っていたらどういふものなんかなという気がちょっとします。

委員：11代の與右衛門さんがかなり江戸時代を引きずりながら非常に伝統的な考えを持っておられるので、近代ってつけちゃうと僕自身は近代の研究者でありながらちょっと違和感を感じるんですよ。生活っていうのは入っていいと思います。

委員：渡路洲倶楽部が、前回も申しましたけど、イベントをやるんですよ。イベントをやる場合に、相当人間が入るんです。多い時には150人～200人前後。そういう時の設備的に、住宅となれば色々問題が出てくるんじゃないかと。もう一つはこの防火上の問題ですね。緊急時にどう対応すればいいのか。100人も200人も入ってきた時にそういう問題が起こった場合、対応の仕方というのは。

委員：これは明快なんですよ。重要文化財としてのキャパシティ、容量に合うような使い方をしないといけないというのは前提なんです。だから150人で多すぎるということなら逆に減らさないで。2回に分けるとかですね。基本的にちょっと発想を変えないといけないかもしれませんね。ですから、今まで1日で150人というところを、2回にして75人ずつにさせていただくとか。設備的に補助的なものが作れたり、それから応急的なものが出来るんでしたらまた検討したらいいと思うんですけれども、基本的に例えば床荷重以上の人間を入れることはダメですしね。そういう発想で考えていかざるを得ないのかなと。

委員：そうなりますと考え直さないといけない。どれだけの収容が出来るかというのははっきりわからないですね。ただ入れるだけ入れようというような感じでやっていますから。200人どころじゃない、もっと増える場合もあります。

委員：200人のにぎわいがどうしても必要だというようなことがあれば、それはまた少し設備的に考えないといけないんですけど、基本はやはり今申しあげましたように重要文化財として国が認めていただいた文化財としての価値を損なわないように維持管理していかないといけない。これは原点であろうと。それは、何人だったらいけないという堅苦しいことじゃなくて、やはり常識的にみてこれはまずいんじゃないかというところはやはりちゃんと管理をしていかないといけないと思うんですね。だから60人にしましょう、70人にしましょうという規定を作りなさいということじゃなくて、やはり先々問題が起こらないように考えていかないといけない。それは相談していただいたら文化財の専門の先生方もおられますし、私もそういう経験をしてきていますから、いくらでも対応出来ると思いますので。

委員：トイレとかの便益施設のことはこの中にやはり挙げるべきことではないんですか？何にも書いていないですよ。

委員：それはもう管理棟を含めて次回以降ちょっと検討していかないといけないだろうとは思

います。

委員：ですから今、離れて管理されているのはそのままでもいいのかとかいうことですよね。

委員：その辺ちょっと私もこのままじゃまずいんじゃないかと、修理が終わるまであの状態というのはどうもまずいんじゃないかなという気もするんですけども。もちろん修理の時には管理棟がしっかりと考えに入っていないといけないというのは確かでしょうね。ただ場所が本当になくて、管理棟を置くと景観を損なったり、雰囲気損なう可能性が高いということで、報告書の中でも3か所案があったんですけども、それとはちょっと違う発想で取り組むことも必要なかなと思っているんですけども。

委員：今日お配りいただいた資料①のご意見の第3章が抜けている、というかたぶん何も意見がなかったと思うんですけども、第3章の77ページで環境保全計画というところ、これは今日の会議の一番最初に桑田課長さんがおっしゃった地域全体をどういうふうに整備していくかということの一環としてこの西尾家住宅を位置づけるという話だと思うんですよ。これずっと拝見しましたら、じゃあ具体的にどうするのかということがよくわからない。少なくともこの地域はこういうふうにする、この地域はもう少し別の何かをやるというふうなことの、地図でも何でもあればわかるんですけども、ただこう書いてあるだけでは曖昧なことをしているなという印象を受けたんですが、この辺りどうなんでしょうか。

事務局（桑田課長）：ここの重要文化財指定がなかなか進まない時に、この家の北側にある茅葺の3家あるいは近世中期ぐらいのお寺さんなんかを含めまして、伝建地区にしたかどうかということが議題として出たんです。それで動いたこともあったんですけども、特に規制をかけるということについて地域住民の方の理解を得るということはそう早急に行く問題じゃないということで頓挫してしまったというようなところがあります。そういうようなところも引きずってまして、この計画を作るということの中で、明らかに伝建に似たようなものにするとかいうことが書けない、あるいは当時としては景観条例がまだ吹田市では出来ていなかった時代であったので景観で押さえるということが出来なかったというようなところもあります。その辺の過渡期でそうなってしまっているということもあるんで、例えば6月17日に景観審の方がこの辺りを2年かけて調査してみましようと言ってくれているのに我々の方が後押しをしてあげられるような状況を作れば、あるいは逆に向こうの方が積極的に入って行って、ここの保存管理活用計画を作るということについて盛り込みますよというようなことを言ってくれるという状況になればそれはもうどんどん書き換えていきたいなとは思っているんですけども。

委員：景観地区指定をするということはそんなに高いハードルではないんですよ。僕もいくつかの場所でやりましたけれども、景観法にもとづくような指定景観地区というのはそれほど難しくないです。伝建地区のようなことは全然ございませんので、一度ちゃんと作ってもらえば逆に歴まち法なんかの関係の適用を受けて、歩道の整備とか色んな危険箇所なんかの修理が出来ると思うんですね。そういうのも今回の修理まで行っただとしても周辺整備というのは出来ませんので、他の法律で助成してくれるものをうまく使わないといけませんし、この地区っていいですよ。この3家とお寺も含めてまとまりがありますし、これだけの都市の中心にこんなものが残っているというのは非常に珍しいことですしね。ですから、ちょっとスピードアップしていただいた方がいいんじゃないですか。

事務局（桑田課長）：この2年で勝負をかけたいという心強い言葉を聞いておりますので。まあ委員さんからは本当に出来るんですかねというようなことをおっしゃる方もいらっしゃったんですけども、事務局の方としてはやはり応えていきたいということで。

委員：景観地区指定をぜひやっていただけたらと思いますけれども。

委員：ここ重要文化財ですから、当然歴まち法とかはもってこいみたいなところで、私実は文化庁で伝建もやっていたけれども、伝建っていうとやっぱりかなり、一般の方々にもかなり大きな規制がかかってきますのでなかなか厳しいんですけども、歴まちとか景観法系のものでゆるやかに歴史的風致を残していこうというようなところでは大変もってこいのところではないかという感じはします。

委員：こっちで何が可能だからというのを、景観の委員会の方にもいいわけですよ？

事務局（桑田課長）：前は景観の方に文化財入ってくれということで我々入ったんですけども、今度逆にそれこそこへまちづくりを所管している都市計画の職員にオブザーバーでいっぺん入ってもらって聞いてもらおうと。その代わり質問なしですよ。

委員：それで、3家の方の登録文化財とか市の文化財なんかの道筋みたいなのは、まだなかなか立たない状況ですか？

事務局（桑田課長）：3家のうち1家についてはもう登録文化財にはさせていただいています。ですからここが重要文化財、北側に1家登録文化財があるという状況にはなっています。

委員：景観だと外観ですので、中の生活にはあまり影響しませんよというような形の説明もできますし、それから登録文化財でさえ中のことよりは外を守る仕組みになっていますし、補助も多少ありますというような説明をちゃんとしていただきたい。それらは別々に進めていけばいいのであって、例えば景観法の景観地区に指定されたら市の方の補助金が出せるようになります。3家のうち未指定の2家にも出せるようになりますし、外観的な繕いに補助を出すことも出来るようになりますので、ぜひそれも進めていただけたらと思います。歴まち法としてそういう多少実績を作っていけば、そういう適用にもなりますし。今、国交省が一番心強いですよ、お金持ちですから。他ございませんでしょうか？大体予定した時間になりましたけれども、次回以降は今日の過渡的な利活用の問題点をふまえて報告書の中で入れるべき利活用の問題等を具体的に少し項目を私の方からも提案させていただいて、議論していただきたいなと思っております。それに先立って専門のワーキングを少し開催していただけたらと思っています。以上です。では今日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。